

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会

第2回競技式典専門委員会



日 時 : 令和8年3月19日(木) 10:00
場 所 : 生涯学習交流センター松の館1F 会議室B



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
第2回競技式典専門委員会 次第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

- 【報告第1号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
競技式典専門委員会委員の変更について…………… 1
- 【報告第2号】青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会本市開催
競技の結果報告について…………… 2

(2) 審議事項

- 【議案第1号】青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信業務実施要項（案） …… 5
- 【議案第2号】青の煌めきあおもり国スポつがる市開催競技旅費等支給規程（案） … 7
- 【議案第3号】青の煌めきあおもり国スポつがる市炬火イベント実施要項（案） …… 9
- 【議案第4号】青の煌めきあおもり国スポつがる市式典実施要項（案） …… 10

4 閉会

○参考資料

- 資料1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則……………12
- 資料2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
専門委員会規程……………17
- 資料3 競技式典専門委員会委員名簿……………19
- 資料4 青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画……………20
- 資料5 青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画……………21

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会 競技式典専門委員会委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則第13条第5項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会第1回競技式典専門委員会（令和7年1月27日開催）以降、令和8年3月19日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

（敬称略）

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
つがる市校長会	北川 一静	竹内 明人

青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会 本市開催競技の結果報告について

令和7年度に本市で開催した、青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の結果等について、次のとおり報告する。

1 大会概要

競技名	大会名	会期	備考
柔道	第75回東北高等学校柔道大会	R7.6.21(土)・22(日)	

2 参加者等(延べ人数)

青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会における実績は以下のとおり。

競技名	選手・監督等	大会関係者※	競技会係員(市職員)	関係業者等	一般観覧者	合計
柔道	547	361	74	54	2,155	3,191

※大会関係者とは、大会役員、競技役員、競技補助員、視察員をいう。

開会式・閉会式



▲開会式



▲閉会式

競技会



▲男子



▲女子

おもてなし・歓迎装飾・出店等



飲料：水、スポーツドリンク 720本
銘菓：アップルパイ 500個
※2日間の延べ数量

▲おもてなしコーナー



▲受付案内係



▲大会役員席



▲売店



▲応援席



▲会場全体

表彰式



▲男子



▲女子

競技別リハーサル大会（第75回東北高等学校柔道大会） での意見等について

① 観覧者のカウントについて	
特記事項	・柔道着を脱ぎTシャツに着替えている選手も多くいたため、一般観客数の把握が難しかった。そのため、正確性を上げるためには、時間帯のほか、要所要所で計測するのもアリと感じた。
本大会での対応	・カウントする場所を把握させる。 ・柔道衣の上衣を着ている者以外をカウントの対象とする。
② 2階観覧席速報所について	
特記事項	・試合結果の更新をスムーズにできる工夫をしてほしい。例えば試合結果記入係を配置し、無線で連絡を取り合うなど。
本大会での対応	・トーナメント掲示係（競技役員）が対応する。 ・方法については競技団体と協議・決定する。
③ ADチェック担当について	
特記事項	・一般観覧者や試合に関係のない選手を1階へ行かせないように、2階のADチェック係を増員してはどうか。
本大会での対応	・業務委託をする。 ・係員を増やす。
④ フォトスポットについて	
特記事項	・2階ADチェック係が不足であったため、保護者が1階に降りて子どもと写真を撮っていた。
本大会での対応	・ADチェック外の場所に設置する。 ※屋外に設置予定。
⑤ 記録用システムについて	
特記事項	・リハ大会では、従来どおりのシステムを使ったが、本大会の時は市でレンタルしたシステムを使用するのか。また、使用する場合は、本大会前に操作説明会などを実施するのか。
本大会での対応	・実行委員会が準備したシステム（PC）を使用する。 ・操作説明会などは、今後競技団体と協議する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における情報通信業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 情報通信業務の種類

(1) 競技会運営に関する通信

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技団体等の協力のもと、競技会場、練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

(2) 記録業務に関する通信

実行委員会は、各競技会場に必要な通信機器を設置し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会、競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録情報の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

(3) 輸送・交通業務に関する通信

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送及び各競技会場等の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

(4) 消防防災・警備業務に関する通信

実行委員会は、関係機関・団体と連携して、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を確立する。

(5) 大会参加者等の便宜に関する通信

実行委員会は、交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果をインターネット等で迅速に提供するサービスを実施し、大会参加者等の便宜を図る。

3 通信機器

前項の業務を遂行するために使用する通信機器は、概ね次のとおりとする。

(1) 携帯電話

(2) 無線通信機器

(3) パソコン

- (4) ファクシミリ
- (5) タブレット端末

4 設置

- (1) 携帯電話、無線通信機器及びタブレット端末は、大会運営上必要と認める者に携帯させる。
- (2) パソコン及びファクシミリは、実施本部、競技会場その他の必要な個所に設置する。
- (3) 通信機器の設置については、大会運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として大会開催期間中とする。
- (4) 設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議のうえ決定する。

5 通信機器の管理及び保管

競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、情報通信業務の実施について必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポつがる市開催競技旅費等支給規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、つがる市で開催される青の煌めきあおもり国スポ競技会（以下「競技会」という。）の運営従事者に対して支給する交通費、諸費及び宿泊費（以下「旅費等」という。）について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2条 競技会の運営従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象となる者は、次のとおりとする。ただし、別に旅費等の支給を受ける場合は、この限りではない。

（1）競技役員

（2）競技補助員

（3）前2号に掲げるもののほか、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

（支給対象期間）

第3条 支給対象となる者のうち、旅費等の支給対象期間は、次のとおりとする。

（1）競技会及び公式練習を実施する期間

（2）競技会の準備及び練習会場の運営など、実行委員会が必要と認めた期間

（支給額等）

第4条 旅費等の支給基準及びその支給額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

（支給事務の委託）

第5条 旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができるものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めない事項については、別に定める。

別表（第4条関係）

対象者	支給区分		支給基準	
			支給の有無	説明
競技役員	交通費	市内	支給しない	ただし、競技運営上、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
		市外	支給する	居住地の最寄駅から木造駅までの往復運賃を支給する。ただし、経路から鉄道を除く旅行が効率的であると実行委員会が認めた場合はこの限りではない。
	諸費		支給する	1人1日当たり2,200円を支給する。
	宿泊費		支給する	合同配宿センターを通じて宿泊した場合に、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項で定める1泊2食相当額の料金を支給する。 入湯税並びに宿泊税対象施設に宿泊した場合は、別途入湯税及び宿泊税相当額を加算する。 宿泊費は、実行委員会が競技運営上、必要と認めた場合に限り支給する。
競技補助員	交通費		支給しない	原則として支給しない。ただし、競技運営上、実行委員会が必要と認めた場合は、在学地を起点として競技役員の例により支給する。
	諸費		支給しない	
	宿泊費		支給しない	

※実行委員会が計画輸送する場合は、その輸送区間については交通費を支給しない。

青の煌めきあおもり国スポつがる市炬火イベント実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する炬火イベントについて、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

炬火イベントは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けた機運醸成を図るとともに、市民の郷土愛や一体感を高めるため、市民参加のもと実施する。

また、簡素・効率化を心がけながらも、本市の特色を生かしたイベントになるよう、工夫を凝らして実施する。

3 実施内容

（1）炬火イベント・集火式

市内で開催される多くの市民が集まる既存のイベント等と連携、またはイベントを企画して、市民参加のもと採火（火おこし）を実施するとともに、採火で誕生した火を「つがる市の火」として一つに集める集火式を実施する。

（2）日程

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が行う炬火の集火式までに行う

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポつがる市式典実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、本市で開催される競技会の式典の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心から称え、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディション及び競技運営に配慮した上で、競技団体、関係機関等と協力し、簡素化に努める。

3 式典運営

式典の運営は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）、競技団体及び関係機関等が連携して行う。

4 式典内容

式典の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等を配慮し、必要に応じて変更できるものとする。

開始式	表彰式
開式通告	開式通告
競技会開始宣言	成績発表
国旗掲揚（儀礼）	表彰状授与
大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）	大会会長トロフィー授与
大会会長トロフィー返還	閉会のあいさつ
開会のあいさつ	歓送のことば
歓迎のことば	国旗降納（儀礼）
選手宣誓	大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納（儀礼）
閉式通告	競技会終了宣言
	閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会、競技団体等が協議の上、別に定める。

參考資料

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則（令和3年7月1日決定）第13条第3項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
競技式典専門委員会委員名簿

番号	機関・団体名	役職名	氏名
1	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	理事長	今 淳一
2	青森県バレーボール協会	理事長	齋藤 達人
3	青森県柔道連盟	理事長	盛 広
4	つがる市バレーボール協会	会長	山口 修一
5	つがる市柔道協会	会長	成田 正人
6	つがる市校長会		北川 一静
7	青森県立木造高等学校	教諭	駒井 健
8	つがる市教育委員会教育部教育総務課	課長	小田桐 勇人

青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、本市で実施する情報通信業務については、県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会の運営に万全を期すものである。

2 内容

(1) 情報通信設備の整備

大会を円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

(2) 情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

(3) 大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものであり、「青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画」に基づき、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらした整然さや温かみのある式典とする。

2 内容

(1) 開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合にあっては、競技の運営に支障のないよう、簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びや感動を分かち合える記憶に残るようなものとなるように努めることとする。

(3) 炬火イベント

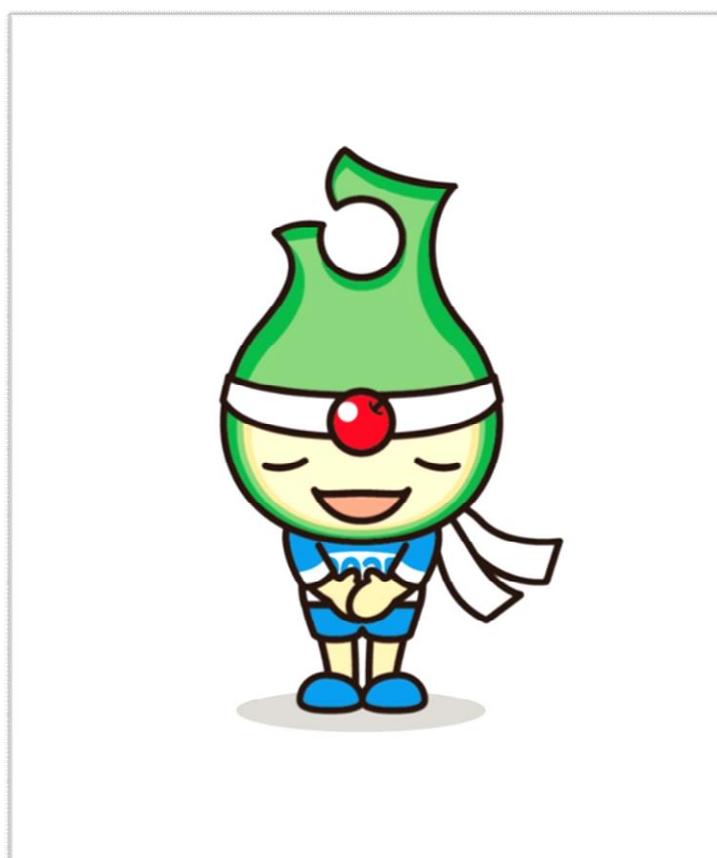
炬火イベントを実施する場合にあっては、大会の開催機運を高めるために、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施するものとする。

(4) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

3 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会事務局
(つがる市 総務部 国スポ・障スポ推進室)
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
TEL 0173-49-1193 FAX 0173-49-1212